

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年11月9日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 損害賠償の発生の原因となる事実

令和3年5月13日（木）午後3時頃、周南市大字須万の市道奥畑秘密尾線を走行中の車両が、横断側溝用のグレーチングを跳ね上げ、車体下部を損傷した物損事故

2 損害賠償の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額

¥1, 137, 961-